

## 母子生活支援施設広域利用の現状について

### 1. ハイツ尾竹入所状況

- ・ 民設民営 定員 20 世帯（平成 30 年度は暫定定員 19 世帯）
- ・ 養育困難や住宅困窮にある区内母子に対して入所を勧めるが、小学校が遠くなる、門限やルール・集団生活への抵抗感等の理由により入所に至らないケースが多い。
- ・ 平成 27 年度から広域入所受入開始。（「申し合わせ事項」参考）  
広域枠は生活福祉課との協議により、2 世帯までとしているが、他自治体からの入所希望は多く、施設に空きがあるにも関わらず、入所を断らざるを得ない状況。

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
月平均入所世帯数	18	15	17	17	19
世帯毎平均在所月数	-	22	28	16	27
新規入所世帯数	5	7	12	6	11

### 2. 区外母子生活支援施設の活用状況

- ・ 平成 23 年度から区外母子生活支援施設への入所開始（3 世帯分を予算措置）  
DV 被害者の場合は区内施設への入所は危険であり、養育支援が必要な世帯のために広域利用できる施設が必要。  
現状は 23 区内で広域受入を行っている施設が少なく、市部や他県への措置が多い。

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
広域入所世帯数	-	2	4	3	3

## 荒川区私立母子生活支援施設の広域利用に係る申し合わせ事項

### 1 児童福祉法に基づく事務取扱い

- (1) 母子保護の実施を行った福祉事務所が実施機関となり、措置費等の支弁及び徴収金事務を行う。(児童福祉法第23条)
- (2) 入所者に入院助産が必要になった場合も同様の扱いとする。

### 2 生活保護にかかる事務取扱い

母子生活支援施設入所者の保護については、施設所在地を所管する実施機関が実施責任を負う。

- (1) 保護を受けていない母子生活支援施設入所者から保護の申請があった場合の実施責任は、施設所在地を所管する荒川区にある。
- (2) 他の実施機関で保護を受けていた被保護者が、母子生活支援施設に入所して引き続き保護を要する場合は、施設所在地を管轄する荒川区に保護を移管する。なお、移管時期については、元の実施機関と協議のうえ、決定する。

### 3 入所後の援助

母子生活支援施設入所世帯の生活支援は基本的には施設職員が行うが、母子保護の実施を行った福祉事務所の母子・父子自立支援員は、入所世帯の自立支援計画の策定に関わるとともに、世帯の状況に変化があった場合には随時面接を行うなど、施設と連携して母子に対する指導・支援を行わなければならない。(児童福祉法第23条)

なお、入所期間中の各種ひとり親家庭支援等の制度については、以下のとおり取扱う。(住民票の有無を問わない)

主な支援制度等	荒川区	母子保護の実施 福祉事務所
母子保護の実施	×	○
入院助産	×	○
自立支援事業(高等技能・教育訓練・自立支援プログラム策定)等母子自立支援員が面接・相談を行う必要があるもの	×	○
母子福祉資金の貸付	○(※1)	×
児童手当・児童扶養手当・児童育成手当	○(※2)	×
ひとり親医療費助成等	○(※2)	×
区独自で行う貸付、費用助成、その他支援制度(休養ホーム、ホームヘルパー派遣等)	○	×
母子保健 乳幼児健診・予防接種	○	×
母子保健 相談	○	×
保育所入園手続き	○	×
国民健康保険加入・脱退(DV等の特殊事情により現住所に住民登録を異動できない方の例外措置)	○	

- ※1 生活保護受給世帯の場合は、生活保護の実施区市が貸付ける。
- ※2 原則は居所で支給する。調整等が必要な場合は、児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親医療費助成は子育て給付係に問い合わせする。
- その他の制度については、関係法令等に基づき当該制度を所管する部署とその都度協議する。

#### 4 入所期間

母子保護の実施を行う期間は、2年以内とする。

例)平成27年6月中の入所→平成29年5月31日まで

平成27年7月中の入所→平成29年6月30日まで

#### 5 退所時の援助

- (1) 退所にあたっては、母子保護の実施を行った福祉事務所の母子・父子自立支援員は、転宅先の母子・父子自立支援員に引継ぎを行う。
- (2) 児童が施設措置され、母子が単身世帯となったとき、母子保護の実施を行った福祉事務所(CW又は婦人相談員)が必要な支援を行う。

#### 6 費用負担

母子保護の実施を行う福祉事務所の費用負担は、児童福祉法による児童入所施設措置費及び、加算した額とする。

都外福祉事務所から入所した場合は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」に基づく努力・実績加算も都外福祉事務所の負担とする。

## 【広域利用のチェック項目表】

広域利用の場合であっても、母子保護実施責任は、実施機関である福祉事務所にあります。実際の生活支援は、入所施設が多く担うこととなりますが、遠方になる分、受け入れを依頼する母子保護実施機関としての支援方針を明確に示す必要があります。

そこで、次のような点を整理したうえで、広域入所の受入れの参考にしていきたいので、ご回答よろしくお願いいたします。

### 1 現在の状況とこれまでの経緯

- 現在の居場所、そこにいつまでいられるか。
- これまでに母子保護をしたことがあるか。DV被害者の元に戻るがあったか。
- 母親や子どもの生活暦、生育暦(特に母子保護との関連があると思われるもの)  
**基本の情報(母子の名前、年齢)**  
学歴、知的能力、自傷・他害行為の有無  
子どもの成長、発達、対人関係
- 現在の健康状態と内服薬の有無(通院の必要の有無)**
- 通院について、主治医を変更できるか。

### 2 生活設計について

- 生計はどうたてるか
- 生活保護か(生保受給の場合は、すでに受給を開始しているか。状態の確認。)**
- 勤務可能か
- 昼間の勤務が可能か(夜間の勤務は認められない)
- 所持金はいくらか。
- 借金の有無(返済の意思の有無、取立ての有無)
- メンタルケアの必要性
- 法的な支援を受けているか

### 3 入所目的、理由について

- 入所理由は何か**
- 何をもって退所とする予定か。
- なぜ広域入所の先として、当区を希望したのか。縁故者(友人・知人含む)がいる場合、加害者の追跡の可能性が高まらないか。分かる範囲で聞く。

### 4 保護命令等について

- 保護命令は出されているか。
- 接近禁止命令は出されているか。
- 搜索願の不受理の届けは出しているか。
- 離婚届けは出しているか。

離婚届の不受理

5 母親の養育能力・子どもの意思確認等について

- 母親と子どもの関係はどうか。
- 被虐待児の場合、児童相談所の関わりがあるか。
- 子どもに対して転居、転校等の説明をし、意思確認を行ったか。
- 予防接種は適齢期に接種がすすんでいるか。

6 集団生活について

- 掃除当番や門限などのルールが守れるか。
- 施設の生活のきまりが守れるか。
- 集団生活を営めるか。

7 DV加害者について

- 暴力団関係者か。職業は何か。
- 居住地はどこか。
- 追跡の有無(探し回ったり、危害を加える危険性があるか。)
- 加害者と母子との関係はどうか。
- 携帯電話等通信機器について、GPS、電話番号、メールアドレスはどうしているのか。

8 社会資源

- これまで活用してきた社会資源は何か。
- 今後必要とされる社会資源は何か。

9 その他気になる事項

- 喫煙・飲酒習慣はあるか。(禁煙施設の場合禁煙に向けて努力することができるか)
- 携帯電話は所持しているか。